卒業論文

ひとり親世帯の社会的包摂を導く社会保障の在り方について

法学部政治学科 4 年 C 組
学籍番号 31155591 佐川菜津美

１．はじめに 2
１－１．問題意識 2
１－２．社会的排除 5
１－３．社会的包摂 5
２．日本のひとり親世帯の現状 6
３．社会的排除の根幹にある社会意識 10
３－１．家族観というステレオタイプ 10
３－２．“福祉依存”というスティグマ 10
４．日本の社会構造がもたらす問題 12
４－１．日本のジェンダー構造から見る問題 12
（１）家制度と家父長制 12
（２）内部労働市場 12
（３）見過ごされがちなシングルファーザー 13
４－２．社会階層から見る負の連鎖 14
５．ひとり親世帯を包摂へと導く社会保障 18
５－１．経済的支援 18
（１）児童扶養手当 19
（２）生活保護 20
５－２．就労・自立支援 22
６．在留外国人のひとり親世帯に見る社会的排除 25
６－１．在留外国人の社会保障 25
６－２．在留外国人のひとり親世帯の現状 26
７．真に必要な施策とは 28
８．おわりに 31

１．はじめに

ひとり親世帯とは、何らかの理由によって子どもの親が片親となった、いわゆる「母子家庭」または「父子家庭」のことである。本研究では、「平成 23 年度全国母子世帯等調査」（厚生労働省）[1]の定義に基づき、「父のいない児童（満 20 歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯」を母子世帯、「母のいない児童がその父によって養育されている世帯」を父子世帯として扱う。

１－１．問題意識

私がこの研究テーマを選んだ理由は、個人的な問題意識と社会的な問題意識の二つの視点から述べることができる。

私がひとり親世帯の問題に関心を持つことになったきっかけは、私の当事者経験が大きく影響している。私は両親の離婚により、成人するまでひとり親世帯（母子世帯）で育ってきた。世間一般では、子どもがいる家庭には両親が揃っていることが標準として想定されており、私は父親が不在という自らの家庭環境に欠陥があるように感じ、人知れず差異や引け目に悩んできた。また、一般的に子育てに必要な費用や労力は膨大であるにも関わらず、ひとり親世帯は２人親世帯と比較して低収入であり、生活困難や教育格差問題は避けて通ることはできない。私自身金銭の問題は進学の度に大きな枷となり、奨学金制度無しに進学は不可能であった。この当事者経験から、ひとり親世帯の抱える貧困やそれにより生じる子供の教育格差に問題意識を持った。それ以来、私は離婚・再婚家庭に育つ子どもたちの支援を行うボランティア団体「NPO 法人 Wink[2]」に所属し、各家庭の問題解決に向けたサポートを行っている。その家庭環境ゆえに悩みを抱えている子どもたちの話を聞き、対話を通じてメンタルケアを行い、自己肯定感を育むサポートをすることが活動の柱である。活動を通じてひとり親世帯の被っている個々の問題を実際に見てみると、それらの様相は貧困・教育達成の低さ等、様々であるが、私が現場で感じた課題は日本の“社会保障”の在り方に帰結するのではないかと感じた。そこで、人々の意識レベルから社会の構造や制度といった社会全体の枠組みまで、複合的な視野での考察を通じてひとり親世帯の抱える諸問題を解決していかなければならない、と考えた。

こうした考えを持った上で社会全体を見回してみると、自分の置かれていた境遇を抜きにしても、現代社会においてひとり親世帯の抱える諸問題がよく見えてきた。前述の通り、経済困難・子供の低い教育達成といった目に見える問題から、その背景にある周囲からの無理解、親の労働環境の不備、親から子への不利の連鎖、子どもの貧困といった目に見えにくい問題まで、実に多岐にわたって問題が生じている。また、時代の変化とともに、ひ

---

[1] 厚生労働省「平成 23 年度全国母子世帯等調査」2012。
（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/dl/h23_29.pdf）

[2] NPO 法人 Wink（http://www.npo-wink.org/teacher.html）2014 年 9 月 22 日閲覧

とり親世帯の形態やその事情も変化しつつあるともいえるのではないだろうか。安倍首相が提言した“ウィメノミクス[3]”に表れるように“女性の社会進出・活躍”が注目される今、自分のキャリアに重きを置く“バリキャリ”や“選択的シングルマザー[4]”と呼ばれる女性たちが普遍的な存在となってきている。日本では「男は外で働き、女は家で家事をする」という性別役割分業（後述）が長く根付いており、多くの女性が家庭での役割を第一とし、その中で形成可能なキャリアを築いてきた。その範囲を超えて自らのキャリアを第一優先に考える女性がいたとしても、それは女性の生き方としての選択の一つというよりも、「男性的」な役割をも担う稀有な存在として見なされることが多かっただろう。しかし、昨今の女性たちの生き方は、当時のそれとは色を異にしている。内閣府男女共同参画局によれば[5]、共働き等世帯数の推移をみると昭和 55 年には①男性雇用者と無業の妻から成る世帯が 1,114 万世帯、②共働き世帯　が 614 万世帯である。この 2 倍の差から「男は外で働き、女は家で家事をする」という風潮がそのまま反映されていることがよくわかる。しかしその数は年を追うごとに①右肩下がり、②右方上がりを続け、平成 8 年からは完全に優劣が逆転し、平成 24 年には①787 万世帯、②1,054 万世帯となっている（図 1　共働き世帯の推移）。

---

[3] 朝日新聞デジタル「安倍首相、次はウィメノミクス　国際女性シンポ開催へ」（http://www.asahi.com/articles/ASG7F5H5TG7FUTFK007.html）2014 年 7 月 30 日閲覧。

[4] パートナーをもたずに生殖医療によって子どもをもつ女性のこと。「計画的シングルマザー」「非婚シングルマザー」とも呼ばれる。小林亜津子「生殖医療はヒトを幸せにするのか―生命倫理から考える―」光文社、2014、63 ページ。

[5] 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 平成 25 年版」、第 1 部第 2 章第 19 図。（http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h25/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-19.html）2014 年 10 月 19 日閲覧。

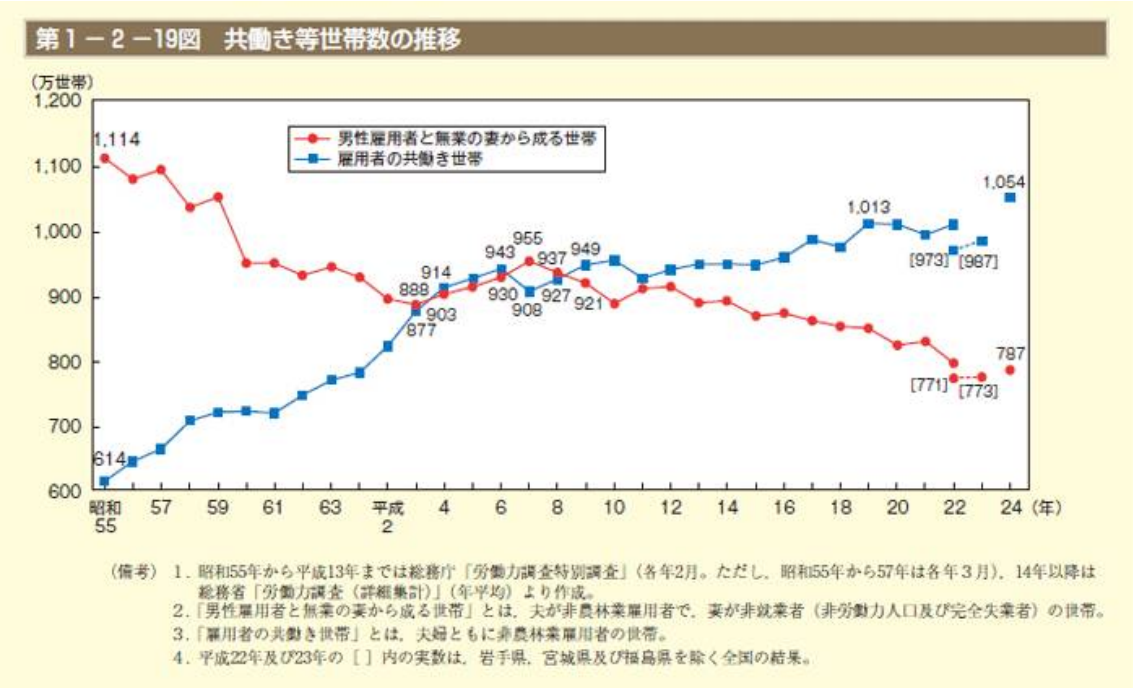

図 1　共働き世帯の推移

（内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 平成 25 年版」より）

ここからわかる通り、男女雇用機会均等法（昭和 61 年施行）を機に人々のライフスタイルは多様化しており、特に女性が家庭での役割に捉われず自己のキャリア形成に重きを置くことは、決して男性的役割を担う珍しい存在ではなく、普遍的な選択の一つとなってきているといえる。これと時を同じくして、会社で働くのではなく家庭で家事に従事する“主夫”、育児に積極的に取り組む“イクメン”といった、旧来女性的な役割と見なされることの多かった役割を担う男性を形容する言葉をそこかしこで聞くようになった。これは即ち、旧来のジェンダー構造・家族観が解体され、新たな在り方へと変容しているということである。ひとり親世帯も、少なからずその影響を受けているといえるだろう。このように、社会が男女同権へ向かおうとしている今、旧態依然とした制度（後述）の中に組み込まれるひとり親世帯は、そのギャップに取り残されることになる。そこで、旧来から生じていた問題、そして昨今新たに生じているひとり親世帯の問題を明らかにしたうえで、その解決の糸口を探っていきたいと思う。様々な理由からひとり親世帯になった人々が不利不幸と見なされるのではなく、ひとり親世帯というあり方で幸福追求権を十分に行使できる状態へと昇華させていく。本研究により、このような社会的意義をもたらしたいと考えている。

そこで、本研究ではひとり親世帯の貧困・子供の教育格差・そしてその子供の貧困といった社会的排除の解決――すなわちひとり親世帯を社会的包摂に向けていく手法を見出すことを目的とする。

１－２．社会的排除

“社会的排除”とは、何であるか。岩田によれば、「それが行われることが望ましいと考えられるような社会の諸活動へ　の『参加』の欠如を、ストレートに表現したもの」[6]であり、「『原子化・個別化』された人々の多様な人生の中に、さまざまな『差異や逸脱の状況』として生じている」　“複合的な不利”[7]であるという。ここでいう複合的不利とは、岩田が触れているジェニー・パーシー・スミスの論理を借りると　①経済的側面　②社会的側面　③政治的側面　④近隣　⑤個人的側面　⑥空間的側面　⑦集団的側面　が例としてあげられる。一見すると社会的排除は“貧困”そのもののように混同されるが、貧困が「資源」の不足として個人の状態に焦点が当てられるのに対し、社会的排除は「社会関係」の不足として社会と個人の双方の関係性に焦点があてられることが大きな違いである。また、混同されやすい概念として“差別”や“孤立”も挙げられるが、社会的排除の代替概念とはいえない。両者が社会的排除の一部として重なることはあるものの、「社会の主要な制度への参加の阻止」とイコールではないからだ。

すなわち社会的排除は単に貧困・差別を表す概念ではなく、「旧来型の福祉国家が対応できない、個別の人生軌跡の中に生ずる諸問題の総称」であり「福祉国家の隠されてきた『対処』の仕組みの限界を、主要な制度の限界とともに浮かび上がらせることを可能にする」ものである。この意味において、ひとり親世帯の被る諸問題とは社会制度への参加の阻止という側面が色濃いことから、社会的排除として論じるべきであるといえる。例えば、父子世帯はどんなに困窮していようと、それが父子世帯である限り「母子寡婦福祉資金」を受けることが出来なかった。また、誰もが平等に受けられる公的扶助として児童扶養手当や生活保護が存在しているが、福祉が“スティグマ化”してしまい、「福祉依存のレッテル」が貼られ、根本的なアクセス困難やいわれのないバッシングが生じている。

１－３．社会的包摂

そこで、社会的排除を乗り越える概念としての“社会的包摂”が登場する。社会的包摂とは、単なる非・排除社会ではない。「参加の平等をなるべく多くの人々に保障していき、その上で社会をどう統合し、安定させていくか、という戦略」であると岩田はいう。

> 現代の社会は、開放的で世界の隅々にまで広げられた、知らない者同士の関係の網の目であると同時に、相対的に閉鎖的な特定範囲の人々や地域の集合体でもある。社会へ参加するとは、こうした複雑な関係の網の中で、その人らしく生きていくために、必要な関係を選び取って、その網の目の中に入り込んでいくことであり、またそれを変更していく行為である。[8]

---

[6] 岩田正美『社会的排除：参加の欠如・不確かな帰属』（有斐閣、2008、22 ページ。）
[7] 同上、24 ページ。
[8] 同上、174 ページ。

即ち、社会的包摂とはこのような多様な社会関係を基に考えた参加の平等の実現であるといえるだろう。ここでいう参加の平等とは「形式的な機会の平等」ではなく、あくまでも「実質的な平等」である。アクセル・ホネットは、この実質的な参加の平等を考える上で「承認」の概念を用いている[9]。富の再分配により制度が整い権利が保障され、機会の平等が実現したとしても、そこで居づらさを感じる、沈黙や同調を強いられるといった、ある種の「居心地の悪さ」が存在する限り、そこに真の相互承認と実質的な平等は実現していないのである。ホネットは、相互承認することでその人が居心地の良いと思える状況を作り出し、各々が自己実現できる場をもつことによって富の再分配をも包括する実質的な参加の平等が実現すると述べている。本研究では、この「実質的な参加の平等」の実現に向け、複合的な視点からひとり親世帯の社会的包摂について考えていきたい。

２．日本のひとり親世帯の現状

ひとり親世帯の社会的包摂を考えるにあたり、まず日本の現状を分析していく。「平成 23 年度全国母子世帯等調査（厚生労働省，2012）[10]をもとに、前回調査（平成 18 年度）と比較しながら考察していくと、ひとり親世帯数は 146.1 万世帯（前回調査 139.2）と全国的に増加傾向にある。母子世帯・父子世帯別の就業状況を見てみると、母子世帯の母は 80.6%（同 84.5）が就業しており、正規の職員・従業員 39.4%（同 42.5）パート・アルバイト等 47.4%（同 43.6）である（表 1　母子世帯の母の就業状況）。一方父子世帯の父は 91.3%（同 97.5）が就業しており、正規の職員・従業員 67.2%（同 72.2）自営業 15.6%（同 16.5）パート・アルバイト等 8.0%（同 3.6）となっている（表 2　父子世帯の父の就業状況）。これより、母子世帯・父子世帯ともに正規雇用の割合が減少し、パート・アルバイト等の非正規雇用の割合が増加していることがわかる。次に、年間平均収入について、母子世帯は 291 万円（同 213 万円）、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を 100 として比較すると 44.2 である。また、父子世帯は 455 万円、同基準で 69.1 という値になっている（表 3　児童のいる世帯と母子世帯及び父子世帯の年間平均収入の比較）。正規雇用の割合が減少し非正規雇用の割合が増加している就業状況や、児童のいる世帯の平均所得より大幅に下回っている平均年間収入から見て、ひとり親世帯は母子世帯・父子世帯ともに経済的に不安定であるといえる。また、長期的なひとり親世帯数の推移を見ても、昭和 58 年[11]に母子世帯約 71 万世帯、父子世帯約 16 万世帯だったものが、約 30 年間で右肩上がりの増加を

---

9 ナンシーフレイザー・アクセルホネット「再配分か承認か?―政治・哲学論争」法政大学出版局、2010。

10 厚生労働省「平成 23 年度全国母子世帯等調査」2014 年 12 月 16 日閲覧（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/dl/h23_29.pdf）

11 同上、「平成 15 年度全国母子世帯等調査」2004（http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/01/h0119-1b01.html）

続け、平成 23 年には母子世帯約 123 万世帯、父子世帯約 22 万世帯となっている。ひとり親世帯数が増加を続けている今、こうした貧困から派生するひとり親世帯の抱える諸問題は、社会全体で取り組んで解決すべき課題であるといえるだろう。

	総数	就業している	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
平成18年											
総数	(100.0)	(84.5)								(14.6)	(0.9)
		(100.0)	(42.5)	(5.1)	(43.6)	(*)	(4.0)	(1.2)	(3.5)		
平成23年											
総数	1,648	1,328	523	63	629	8	35	21	49	248	72
	(100.0)	(80.6)								(15.0)	(4.4)
		(100.0)	(39.4)	(4.7)	(47.4)	(0.6)	(2.6)	(1.6)	(3.7)		
死別	123	90	28	1	48	3	6	-	4	22	11
	(100.0)	(73.2)								(17.9)	(8.9)
		(100.0)	(31.1)	(1.1)	(53.3)	(3.3)	(6.7)	(-)	(4.4)		
生別	1,525	1,238	495	62	581	5	29	21	45	226	61
	(100.0)	(81.2)								(14.8)	(4.0)
		(100.0)	(40.0)	(5.0)	(46.9)	(0.4)	(2.3)	(1.7)	(3.6)		

表 1　母子世帯の母の就業状況

	総数	就業している	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
平成18年	(100.0)	(97.5)								(2.5)	(-)
		(100.0)	(72.2)	(2.6)	(3.6)	(*)	(16.5)	(3.1)	(2.1)		
平成23年											
総数	561	512	344	10	41	8	80	7	22	30	19
	(100.0)	(91.3)								(5.3)	(3.4)
		(100.0)	(67.2)	(2.0)	(8.0)	(1.6)	(15.6)	(1.4)	(4.3)		
死別	94	86	58	1	4	2	14	1	6	7	1
	(100.0)	(91.5)								(7.4)	(1.1)
		(100.0)	(67.4)	(1.2)	(4.7)	(2.3)	(16.3)	(1.2)	(7.0)		
生別	467	426	286	9	37	6	66	6	16	23	18
	(100.0)	(91.2)								(4.9)	(3.9)
		(100.0)	(67.1)	(2.1)	(8.7)	(1.4)	(15.5)	(1.4)	(3.8)		

表 2　父子世帯の父の就業状況

（厚生労働省「平成 23 年度全国母子世帯等調査」結果報告より）

	児童のいる世帯	母子世帯（世帯の収入）	父子世帯（世帯の収入）
平成22年	658.1万円	291万円	455万円
児童のいる世帯を100とした場合の平均収入		44.2	69.1

注：「児童のいる世帯」については「平成23年国民生活基礎調査」の平均所得金額（岩手県、宮城県及び福島県を除く）。

表 3　児童のいる世帯と母子世帯及び父子世帯の年間平均収入の比較

（厚生労働省「平成 23 年度全国母子世帯等調査」結果報告より）

また、表 1　母子世帯の母の就業状況・表 2　父子世帯の父の就業状況より、母子世帯・父子世帯ともに比較的高い就業率を示していることがわかる。しかし、日本のひとり親世帯は国際的にみて就業率が高いにもかかわらず、貧困率も高いという矛盾を孕んでいるのである。図 2　就労状況別ひとり親世帯の相対的貧困率によれば、日本における「親が就労しているひとり親世帯の相対的貧困率 」は最新の OECD（経済協力開発機構）の調査対象 33 ヶ国中最も高い値となっている。また、通常非就労から就労に転じると貧困率が減少するにもかかわらず、日本は唯一上昇している。この背景には、各国の就労状況の違いが存在しているといえる（図 3　ひとり親世帯の就業率)。欧米諸国ではそもそもひとり親が就労環境に無いために経済困難に陥っており、就労支援により労働に至った場合、貧困から脱出する可能性が高いのである。一方で、日本ではひとり親世帯の母親の就労率がそもそも高いという特徴がある。それにも関わらず貧困が改善しないということは、ワーキング・プア――「どんなに頑張って働いても、貧困状態から抜け出すことのできない[12]」状態にあるといえるだろう。

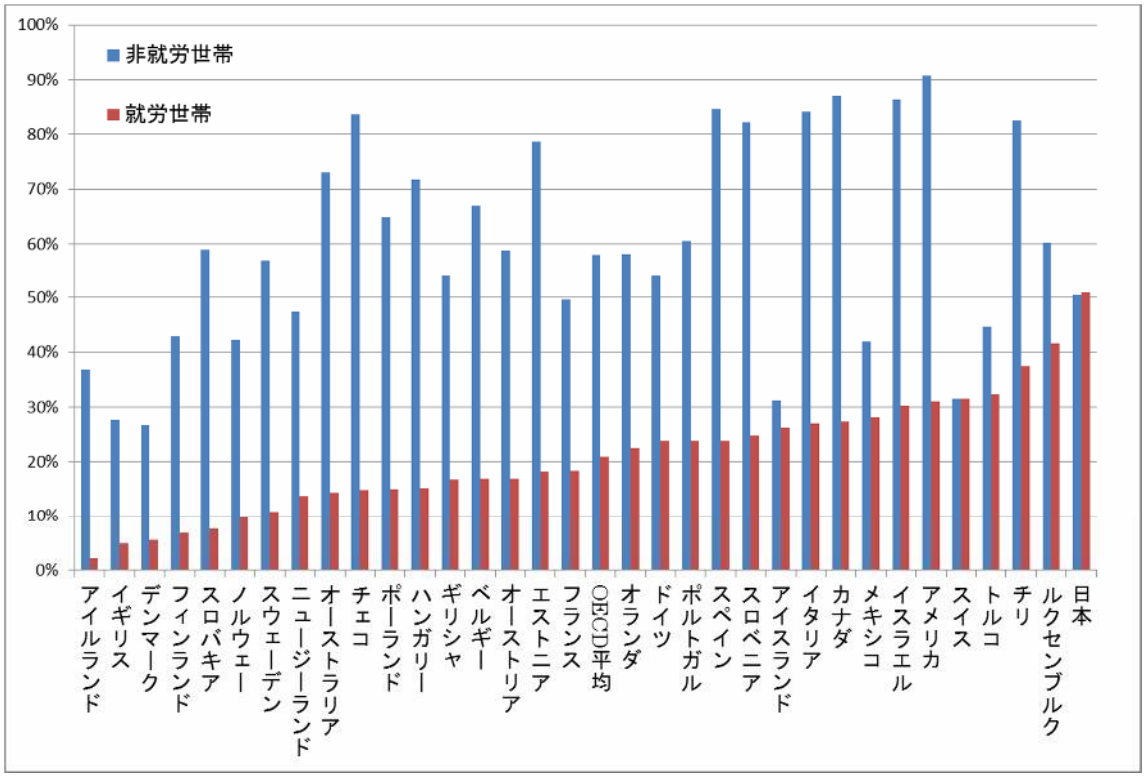

図 2　就労状況別ひとり親世帯の相対的貧困率

（経済協力開発機構　2014 年度統計「子どもの貧困率（Child poverty)」参照）

12 竹ノ下弘久「[階層] を読み解く――グローバリゼーション・労働市場の流動化・不平等」（塩原良和・竹之下弘久『社会学入門』弘文堂、2010、67 ページ)。

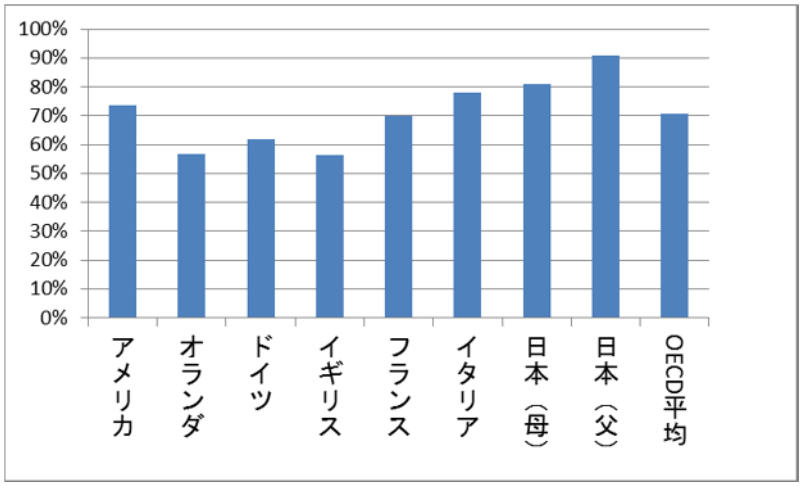

図 3　ひとり親世帯の就業率

（経済開発協力機構「Babie and Bosses」2005　参照）

日本のひとり親世帯において就労が生活向上につながらない根底には、社会保障政策が機能していないのはもちろんのこと、そもそものひとり親世帯に対する社会意識、そしてその意識の上に成り立ってきた目に見えない社会構造に起因する問題があると考えられる。すなわち、図 4　ひとり親世帯における社会的排除のピラミッド 4 のピラミッドのように、社会意識の上に根付いてきた様々な構造上の問題が成り立ち、その上に所得や就労にまつわる社会保障制度の問題が生じ、ひとり親世帯の社会的排除――複合的な社会的不利が生じているということである。ホネットの言葉を借りるならば、承認（社会意識）の問題が根源的に存在し、それが再配分（社会保障）の問題をも包括しているということになるだろう。

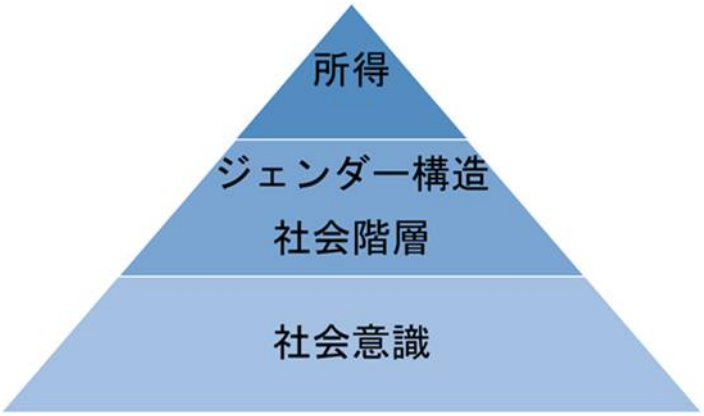

図 4　ひとり親世帯における社会的排除のピラミッド

３．社会的排除の根幹にある社会意識

３－１．家族観というステレオタイプ

では、ひとり親世帯に様々な生き辛さをもたらす社会意識とは一体何か。一つ目は、日本に独特の「両親家族イデオロギー」である。尹・近藤によれば[13]、欧米諸国では家族形態の多様化が進行しひとり親世帯の存在が普遍的になっているのに対し、日本や韓国では家族形態の多様化が浸透していないという。世界中のひとり親世帯の現状を見てみると、本来二人親の収入で生活するはずのところを一人の収入でやりくりするということは「経済困難」につながりやすく、ひとり親世帯の貧困は万国共通の課題である。しかし、先述の図 3　ひとり親世帯の就業率の通り、それに対する国（社会）の意識と、問題解決へのアプローチの違いにより各国ごとに状況は異なってくる。この背景にあるのは各国の社会保障政策はもちろんだが、根底に存在する“社会意識”の問題が大きいといえる。日本でいえば「両親家族的なイデオロギー」「性別役割分業」を強調し、それを当然と（それ以外は逸脱と）みなす“社会に広がる意識”である。日本では伝統的に「夫婦と子」から成る家族が社会的標準とされており、ひとり親世帯はかつて、「欠損家庭 broken family」と表現されるなど、社会的標準からの逸脱とみなされてきたという[14]。欧米諸国のように社会全体で多様な家族形態が浸透していけば、そしてひとり親世帯を普遍的なものとみなす風潮が根付いていけば、その意識が国家の家族政策に反映され、ひとり親世帯の社会的排除の様相は大きく変わってくるのではないだろうか。シングルマザーだからとかシングルファーザーだからとか、そうした言葉が聞かれなくなり、人々が「(一家族形態としての）ひとり親世帯」として論じるようにならなければ、真にひとり親世帯が包摂されるまで道のりはまだまだ長いだろう。

３－２．“福祉依存”というスティグマ

生き辛さをもたらすもう一つの社会意識として、「福祉のスティグマ化」が挙げられる。生存権を保障する理念としての「福祉」の意味する領域は広いが、本項で述べている福祉とは主に所得保障としての公的扶助を指す。公的扶助とは、第 5 章で後述のとおり「一定の水準を下回る低所得者の生活の最低保障を目的として、公的機関が給付を行うもの」であり、日本では生活保護がそれに当たる。また、公的扶助と社会保険（共助）の中間的存在としての児童扶養手当（社会手当）もこれに準ずる存在であろう。公的扶助（ないしは社会手当）はその性質上、貧困に陥るリスクが高い・もしくは既に貧困に陥っている人々が主な対象となるため、高齢・障害[15]・傷病・ひとり親世帯といった、何らかの社会的ハン

13　尹靖水, 近藤理恵「多様な家族時代における新しい福祉モデルの国際比較研究 ：若者、ひとり親家族、高齢者」学文社、2010。

14　藤原千沙「ひとり親世帯をめぐる社会階層とジェンダー」（木本喜美子・大森真紀・室住眞麻子『講座 現代の社会政策第 4 巻 社会政策の中のジェンダー』赤石書店、2010、136 ページ）。

15 本稿では国立社会保障・人口問題研究所の統計データと表記を合わせるために「障がい」

デをもつ人々が対象となることが多い（図 5　世帯類型別被保護世帯数）。

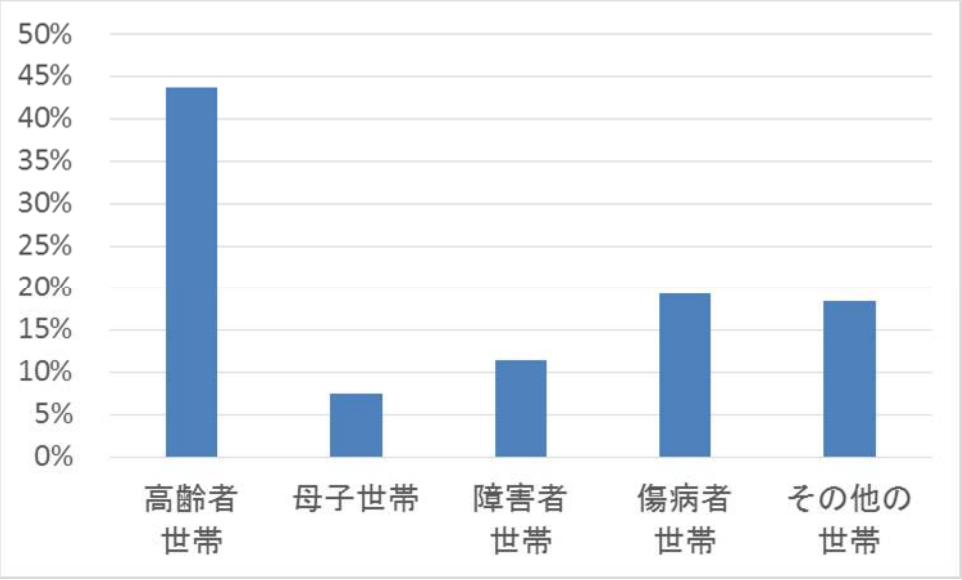

図 5　世帯類型別被保護世帯数

（国立社会保障・人口問題研究所「生活保護に関する公的統計データ」2012　参照）

そのため、ハンデを負っている＝しっかり働けない人々というイメージが強化されやすく、不正受給者の悪評も合わさって「人々が納めている税金に頼って、まともに働かずにぬくぬくと生きている怠け者」というレッテルを貼られてしまう（＝スティグマ化）。すると、必要に応じて順当に保護を受けている受給者であっても、肩身の狭さを感じて社会から孤立しやすくなり、経済困難に加えて人とのつながりの欠如という排除が生まれる。また、生活が苦しくなった非受給者はスティグマ化している公的扶助の利用を嫌がるため、本来利用すべき貧困者が制度から離れ、包摂の網から抜け落ちてしまうというリスクもあるという[16]。

福祉という公的制度に救い上げられ生活水準を保つことは、本当に怠慢なのだろうか。先述の通り、公的扶助は一定の水準を下回る低所得者の生活の最低保障を目的としている。生活に十分な年金をもらうことができない高齢者、障がい・傷病により生活範囲や財政面で制限・負担の大きい人、ひとり親で子どもを育てながら安定した労働環境に就けない人、何らかの理由で周囲との縁が切れ孤立・困窮してしまった人…　公的扶助に手を伸ばした多くの人たちは、何らかの理由で生活に限界を迎えて、止むに止まれずそこまでたどり着いているはずである。そしてたとえ一見お金にだらしなく見えても、自業自得な人生選択

ではなく「障害」としている。

[16] 岩田正美、前掲書、157 ページ。

の結果に思えても、福祉依存だとレッテルを貼る前に、そうなってしまった背景に想像力を働かせる必要があるのではないか。こうした事情を抱えた受給者をひとくくりにして非難するのではなく、「財政管理ができないような水準の教育しか受けられなかったのかもしれない」「生まれながらに社会的不利とされる環境に置かれて社会とうまく繋がれなかったのかもしれない」「複合的な不利を被り続けてきた結果、人と繋がることや自分の人生・未来そのものに“あきらめ感[17]”が生まれてしまったのかもしれない。」――このように、彼らの抱えている個別具体的な過去や苦悩、そしてそうさせてしまった社会の問題点に想像力を及ばせようとする意識が大切ではないだろうか。公的扶助は必要な時に必要な人たちに正しく活用されなければならないし、また制度によって更なる排除を生み出すことがあってはならない。

４．日本の社会構造がもたらす問題

こうした社会意識を認識した上で次に重要になるのが、日本に固有の社会構造、すなわち神原文子や藤原千沙の提言するジェンダー構造と社会階層の視点である。

４－１．日本のジェンダー構造から見る問題

（１）家制度と家父長制

日本の社会構造・ひいてはジェンダー構造を見る際に欠かせないのが、かつて日本で導入されていた「家父長制」そして「＜家＞制度」である。＜家＞制度とは明治民法下における家族制度で、「家族の長としての戸主が家族を統率し、家族は戸主の命令に服する仕組み[18]」である。この家父長家族的な家制度が根付いてきたことにより、男性が働いて一家の生計を支え、女性は家事に従事するという「性別役割分業」が日本の伝統的なジェンダー構造として構築されてきた。すなわち、日本社会は長年男性稼ぎ手モデル的であったといえる。

（２）内部労働市場

また、企業はこうした男性稼ぎ手モデルに基づいて定年まで働き続ける終身雇用を前提とし、新卒一括採用を行って OJT[19]で若者をその企業独自の色に染め上げ、離職せず長く働き続けるよう囲い込みを行っている。これは日本に特有の「内部労働市場」「内部育成制度」と呼ばれる。

---

[17] 川崎市生活保護・自立支援室「現場発！生活保護自立支援　川崎モデルの実践～多様な就労支援が生きる力を育む～」ぎょうせい、2014、60 ページ。
[18] 二宮周平「日本法における婚姻規範の強さと現実との乖離」（井上たか子編著『フランス女性はなぜ結婚しないで子どもを産むのか』勁草書房、2012 年、60 ページ）。
[19] On the Job Training の略。企業が業務内で行う教育訓練のことを指す。

…日本的雇用システムは一般には「三種の神器」と呼ばれる①終身雇用制度、②年功賃金制度、③企業別組合からなる。これら 3 つの精度が三位一体となって「学校を卒業して就職したらその会社で定年まで勤め、賃金は年齢とともに上がり、労働組合は従業員の代わりに経営者と交渉してくれる」「社員は家族も同様だ。会社は社員とその家族の面倒をみるのは当然だ」という日本的雇用システムの常識を作り上げた[20]。

この内部労働市場制においては、男性に比べて出産等により離職する率が高くなる女性は、男性との間に就労機会に差が生まれやすい。また、政府がひとり親世帯の女性の職業訓練支援を行い、それまで働いていなかった女性がひとり親となったことを契機に就労しようとしても、新卒一括採用・終身雇用が前提となっているため、就労機会を得ることが難しい。また、男性が一家の稼ぎ主として妻子を養う事を前提とした賃金体系になっている以上、中途採用の女性は非正規雇用に陥りやすく、就労による収入上昇・貧困解消とはならないことが多い。

（３）見過ごされがちなシングルファーザー

また日本では、母子世帯の影に隠れがちな父子世帯でも少なからず生活困難の問題を抱えている。私がボランティア先（先述）で派遣訪問していた父子世帯の父は、ひとり親世帯となってから育児の時間を取るために退社時間の早い事務職に転職し、収入が大きく減少したという。第 2 章で述べている通り、父子世帯においても経済困難は避けられない問題であるにも関わらず、「ジェンダー秩序が根強いほど、母親が子供を養育するのが当然とみなされて、父子家族にはほとんど公的政策が講じられていない[21]」という問題がある。日本のひとり親世帯支援においては「母子及び寡婦福祉法」という名称に始まるように、あらゆる支援制度が「母子世帯」を前提とされており、父子世帯は一応制度に組み込まれてはいても一切名称に出てこなかった 。例えば母子寡婦資金貸付制度では、同じ家庭状況の母子世帯と父子世帯であっても、父子世帯であればただそれだけが理由で貸付を受けることができなかった。また、児童扶養手当においても長らく母子世帯のみがその支給対象とされており、2010 年にようやく児童扶養手当法が改正され父子家庭が支給対象となったという対策の遅さである。ここからわかるように、この伝統家族観・社会意識が根付いた日本では、

シングルマザー＝女＝家事育児はできる＝家事育児には困らない
／外で仕事ができない＝経済的困難が一大事

シングルファーザー＝男＝仕事はできる＝経済的には困らない

---

[20] 小崎敏男・牧野文夫・吉田良生「キャリアと労働の経済学」日本評論社、2011、101 ページ。

[21] 神原文子「子づれシングル ： ひとり親家族の自立と社会的支援」赤石書店、2010、184 ページ。

／家事育児ができない＝家事育児が困りごと

というステレオタイプができあがりやすい。母子世帯の場合と父子世帯の場合で想定される状況が異なっているのは、そもそも社会において期待される役割と、それに対して用意されている環境が日本の伝統的家族観に基づいているからである。しかし、実情はこの通りではない。仕事に一辺倒になろうとすると家事育児の時間が取れず疲弊する母親、非正規雇用でしか働けず低収入に窮する父親、社会的排除の様相は個別具体的で様々である。現在の日本は、シングルマザーであるかシングルファーザーであるかに関わらず、あらゆるひとり親世帯にとって生きづらい福祉社会となっているのではないだろうか。シングルマザーはシングルファーザーより大変であるとか、シングルファーザーはシングルマザーより負担が少ないということは、全く言えないのである。それぞれの困難の発端は性質を異にしているが、社会的排除を被るという点においては同様である。

このように、日本の伝統的なジェンダー構造とそれに基づく労働市場が、ひとり親世帯のワーキング・プアを作り出しているといえる。このジェンダー構造が変化しない限り、欧米の外部労働市場（中途採用市場）制にならって長期にわたる職業訓練を行い、専門性の高い資格を得させるという就職支援政策を行っても、新卒一括採用・終身雇用を前提とする内部労働市場制の日本では有効策とは成りえない。離婚・未婚率が高くなり雇用区分とその属性が多様化している現代においては、このジェンダー構造と労働市場は社会的排除を増大する一方である。その解消のためには、伝統秩序の見直しと現代の多様な家族形態に合った労働政策の導入、企業内のジェンダー構造の変化が必須であるといえる。

４－２．社会階層から見る負の連鎖

ひとり親世帯の社会的排除には、ジェンダー構造のもたらす労働市場の問題に加え、社会階層による格差という視点が考えられる。藤原はこの社会階層のもたらす社会的排除について以下のように述べている。

> ひとり親世帯は、配偶者との離死別や非婚出産でひとり親世帯になる以前から、十分な学歴を獲得できる環境になかったなど低所得・貧困に陥りやすい要因を抱えており、そのような社会階層は積み重なる諸困難からふたり親世帯としての暮らしを維持・形成することが難しく、結果的にひとり親世帯になるという構図である。[22]

これは、ひとり親世帯の生活困難を親の育った成育環境に依る負の連鎖・再生産と見る考え方である。岩田はこのような負の連鎖の原因を「中途半端な接合の常態的・世代的再生産」[23]と表現している。中途半端な接合とは、途切れ途切れの不安定な就労や血縁関係で何

---

[22] 藤原千沙、前掲書、146 ページ。
[23] 岩田正美、前掲書、105 - 106 ページ。

とか社会と繋がっており、その繋がりが切れた瞬間社会における自らの定点を喪失してしまう状態を指す。負の連鎖とは、この中途半端な接合の常態的・世代的再生産であるといえる。つまり、ある特定の時期に本人の素行が原因で定点を喪失するのではなく、生育家庭の環境（ひとり親世帯で、親の就労が不安定で、低収入で…等）によって、生まれてからほとんどの期間を中途半端な接合状態に置かれているということだ。そして、常態的に親から子へとその中途半端な接合が再生産されていることで、社会的排除の連鎖が起きてしまうのである。

「平成 23 年度全国母子世帯等調査」（厚生労働省）[24]によると、ひとり親世帯の親の最終学歴は、母子世帯の母では 高校 48.0% 大学（院）6.9%、父子世帯の父では高校 51.6% 大学（院）15.6%である（表 4）。一方、「第 3 回全国家族調査」（日本家族社会学会）[25]の配偶者の学歴を見ると、妻（33 歳-42 歳）は高校 38.3% 大学・大学院 16.0%、夫（同）は高校 39.8% 大学 40.3%となっており、ふたり親世帯と比較してひとり親世帯では親の教育達成が圧倒的に低いことがわかる（表 5）。また、父母の最終学歴別平均年間収入[26]は最終学歴が上がるにつれ高くなっており、母子世帯では中学校 222 万円 大学（院）437 万円と約 200 万円の差があり、父子世帯にいたっては中学校 288 万円 大学（院）676 万円と約 400 万円の差が生じている（表 6、表 7）。これより、学歴と所得の高低は密接な相関関係にあるといえるだろう。

	総　数	中学校	高　校	高等専門学　校	短　大	大学・大学院	専修学校・各種学校	その他
母子世帯	平成23年 1,617 (100.0)	215 (13.3)	776 (48.0)	68 (4.2)	196 (12.1)	111 (6.9)	226 (14.0)	25 (1.5)
父子世帯	平成23年 546 (100.0)	84 (15.4)	282 (51.6)	25 (4.6)	11 (2.0)	85 (15.6)	52 (9.5)	7 (1.3)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 4　ひとり親世帯の親の最終学歴

（厚生労働省「平成 23 年度全国母子世帯等調査　結果報告」より）

[24] 厚生労働省、前掲論文、9 - 10 ページ。
[25] 日本家族社会学会「第 3 回全国家族調査」2010、74 ページ。
（http://nfrj.org/nfrj08_2010_pdf/nfrj08_2010_ii.pdf）
[26] 厚生労働省、前掲論文、37－39 ページ。

	若年＝中学校／壮年・高年＝中学校（戦前の小学校〔尋常科・高等科〕・国民小学校・青年学校）	若年＝高校／壮年・高年＝高校（戦前の中学校・高等女学校・実業学校・師範学校）	専門学校（高卒後）	若年＝短大・高専／壮年・高年＝短大・高専（戦前の高校・専門学校・高等師範学校）	若年＝大学（4年制）／壮年・高年＝大学（4年制）（戦前の大学〔4年制〕）	大学院・大学（6年制）	その他	無回答	合計
男性 28-32歳[76-80生](N=106)	3.8	37.7	15.1	17.0	23.6	.9		1.9	100.0
33-42歳[66-75生](N=368)	1.9	38.3	17.7	25.8	14.1	1.9		.3	100.0
43-52歳[56-65生](N=424)	2.1	45.0	16.0	23.1	11.6	1.2		.9	100.0
53-62歳[46-55生](N=568)	13.9	53.2	7.6	14.8	8.8	.7		1.1	100.0
63-72歳[36-45生](N=470)	29.1	50.0	8.7	7.7	3.2	.2	.2	.9	100.0
女性 28-32歳[76-80生](N=157)	1.9	33.1	20.4	7.0	30.6	5.7		1.3	100.0
33-42歳[66-75生](N=467)	3.6	39.8	11.1	4.3	36.2	4.1		.9	100.0
43-52歳[56-65生](N=515)	5.2	38.6	7.6	3.9	39.8	4.1	.4	.4	100.0
53-62歳[46-55生](N=562)	16.2	46.1	5.2	3.6	24.7	2.3	.2	1.8	100.0
63-72歳[36-45生](N=423)	35.5	39.5	2.4	2.4	17.5	.5	.7	1.7	100.0
合計 (N=4060)	12.9	43.6	9.7	10.1	20.3	2.0	.2	1.0	100.0

表 5　ふたり親世帯の親の最終学歴

（日本家族社会学会「第 3 回全国家族調査　第一次報告書」2010　より）

	総　数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間収入（世帯の収入）
平成23年総数	1,402 (100.0)	149 (10.6)	371 (26.5)	379 (27.0)	214 (15.3)	289 (20.6)	292万円
中学校	167 (100.0)	38 (22.8)	43 (25.7)	54 (32.3)	15 (9.0)	17 (10.2)	222万円
高校	679 (100.0)	65 (9.6)	211 (31.1)	191 (28.1)	107 (15.8)	105 (15.5)	274万円
高等専門学校	59 (100.0)	7 (11.9)	12 (20.3)	20 (33.9)	8 (13.6)	12 (20.3)	289万円
短大	173 (100.0)	13 (7.5)	42 (24.3)	46 (26.6)	26 (15.0)	46 (26.6)	313万円
大学・大学院	105 (100.0)	6 (5.7)	16 (15.2)	18 (17.1)	15 (14.3)	50 (47.6)	437万円
専修学校・各種学校	201 (100.0)	17 (8.5)	41 (20.4)	47 (23.4)	43 (21.4)	53 (26.4)	319万円
その他	18 (100.0)	3 (16.7)	6 (33.3)	3 (16.7)	－ (－)	6 (33.3)	301万円

注：不詳を除いた値である。

表 6　母子世帯の母の最終学歴別年間平均収入

	総　数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間収　入（世帯の収入）
平成23年総　数	511 (100.0)	16 (3.1)	46 (9.0)	96 (18.8)	98 (19.2)	255 (49.9)	456万円
中　学　校	76 (100.0)	5 (6.6)	16 (21.1)	21 (27.6)	15 (19.7)	19 (25.0)	288万円
高　　校	265 (100.0)	7 (2.6)	18 (6.8)	55 (20.8)	51 (19.2)	134 (50.6)	452万円
高等専門学校	22 (100.0)	1 (4.5)	3 (13.6)	4 (18.2)	7 (31.8)	7 (31.8)	397万円
短　　大	10 (100.0)	－ (－)	1 (10.0)	1 (10.0)	2 (20.0)	6 (60.0)	427万円
大学・大学院	82 (100.0)	－ (－)	3 (3.7)	6 (7.3)	9 (11.0)	64 (78.0)	676万円
専修学校・各種学校	50 (100.0)	1 (2.0)	4 (8.0)	9 (18.0)	12 (24.0)	24 (48.0)	431万円
そ　の　他	6 (100.0)	2 (33.3)	1 (16.7)	－ (－)	2 (33.3)	1 (16.7)	238万円

注：不詳を除いた値である。

表 7　父子世帯の父の最終学歴別年間平均収入

（厚生労働省「平成 23 年度全国母子世帯等調査」結果報告より）

ここでさらに、湯澤は以下のように述べている[27]。

> 学歴取得や教育達成といった教育に関わる資源をはじめ、健康に関わる資源、文化に関わる資源、人的なネットワークに関わる資源など、子どもが成長し発達するうえで必要とする基礎的な資源は、家族を媒介して子どもに配分される。家族のもつ資源格差が埋め込まれている社会システムにおいては、発展的な営為であるはずの連鎖に相応する「不利の連鎖」が組み込まれ、家族の階層序列を固定化していくのである。

このように、親の教育達成の低さ等の要因から貧困家庭に育つ場合、親は子の教育費の捻出が難しいために十分な教育環境を与えることができず、子の教育達成が低くなる。その結果、上記の学歴と所得の相関関係からわかるように、連鎖的に子どもも貧困に陥りやすくなる。すなわち、貧困が教育格差をもたらし、教育格差が貧困を再生産するのである。

[27] 湯澤直美、前掲書、244 ページ。

５．ひとり親世帯を包摂へと導く社会保障

こうした社会意識とその上に成り立つジェンダー構造や社会階層によって困難や生きづらさを強いられやすいひとり親世帯に対して、日本政府は様々な社会保障を行っている。平成 14 年には母子及び寡婦福祉法・児童扶養手当法が改正され、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策が強化されてきた。具体的には、国が基本方針として①子育て・生活支援　②就業支援　③養育費確保支援　④経済的支援　の 4 本柱を定め、地方公共団体がそれを踏まえた「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を策定するものである[28]。

① 子育て生活支援…母子自立支援員による相談支援／ヘルパー派遣等による子育て・生活支援／保育所の優先入所／学習ボランティア派遣等による子供への支援／母子生活支援施設の機能拡充

② 就業支援…母子自立支援プログラムの策定等、ハローワーク等との連携によるきめ細かな就職支援の推進／母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進／母子家庭の能力開発等のための給付金の支給

③ 養育費確保支援…養育費相談支援センター事業の推進／母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進／「養育費の手引き」やリーフレットの配布

④ 経済的支援…（a）児童扶養手当の支給（b）母子寡婦福祉資金の貸付

政府は徐々に法改正を重ね、こうした社会保障政策の充実を図ってきた。そして 2013 年には②就業支援に関連する「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」[29]が施行された。このように、ひとり親世帯の支援においては様々な軸での支援計画があるが、本研究ではひとり親世帯の安定的な生活を可能にする最終的な要素として、社会意識・社会構造の上に成り立つ所得保障[30]が最重要であると考え、④経済的支援および②就業支援に焦点を当てて論じていく。

５－１．経済的支援

日本におけるひとり親世帯に対する所得保障の現状は、大きく分けて以下の 2 通りであ

---

[28] 厚生労働省「ひとり親家族の支援について」（http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shien.pdf）

[29] 厚生労働省「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について」（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/dl/130301_02.pdf）

[30] 図 4　ひとり親世帯における社会的排除のピラミッド　参照。

る。（各自治体が個別に設けている制度は除く。）

（１）児童扶養手当[31]

定義　　：父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

支給要件：①父母が婚姻を解消した子ども
② 父母が死亡した子ども
③ 父母が一定程度の障害の状態にある子ども
④ 父母の生死が明らかでない子ども
⑤ その他（父母が１年以上遺棄している子ども、父母が１年以上拘禁されている子ども、父母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

支給額　：児童１人　月額４万 1720 円
児童２人　月額４万 6720 円
児童３人　月額４万 9720 円
以後児童が１人増えるごとに月額 3000 円追加

課題　　：公的年金との供給制限[32]

高所得者には高い税率を、低所得者には低い税率を設定し、低所得者にこうした社会保障が多く行われるようにすれば、本来十分な収入が得られなくても所得の再分配により経済困難の改善が見込まれる。しかし、所得の再分配による日本の子どもの貧困率の変化（図 6　所得の再分配による子どもの貧困率の変化）を見ると、日本は全く貧困の緩和がなされていないどころか、OECD 調査対象国中で唯一貧困率が上昇しているのである。日本以外の全対象国では貧困率の減少が見られていることから、日本では所得の再分配・すなわち社会保障給付が実質的に機能していないといえるだろう。また、先述の図 2　就労状況別ひとり親世帯の相対的貧困率「親が就労している一人親世帯の貧困率」においても日本が OECD の調査対象国中最も高くなっていたことからも、現状の日本の社会保障政策がいかにひとり親世帯を包摂できていないかがわかるだろう。

---

31 厚生労働省「ひとり親家庭の支援について　５．経済的支援」（http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shien_05.pdf）

32 児童扶養手当法の改正（2014 年 12 月 1 日施行）に伴い、公的年金の額が児童扶養手当より少ない場合は、その差額分の児童扶養手当が受給できるようになった。
厚生労働省「児童扶養手当法の改正 Q&A」（http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/dl/141030-1b.pdf）2014 年 12 月 30 日閲覧

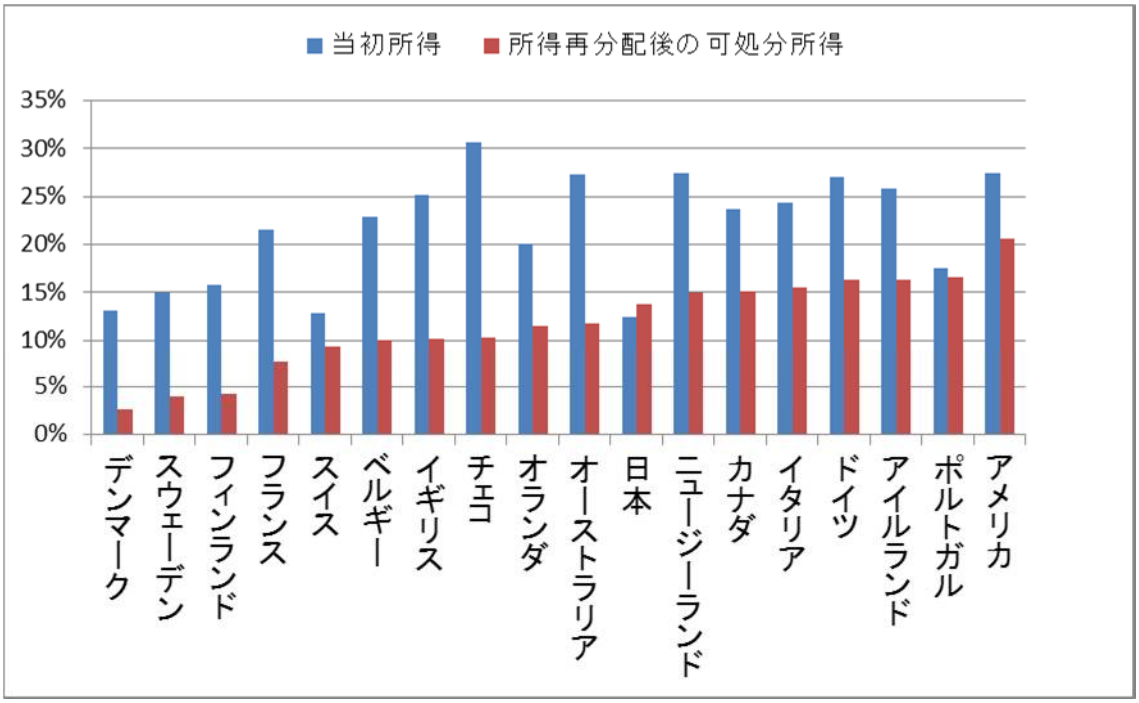

図 6　所得の再分配による子どもの貧困率の変化

（経済協力開発機構「Growing Unequal ?」（ 2008）参照）

この状況に加えて、赤石によれば[33]児童扶養手当はこの 30 年間受給者の増加とともに削減され、くり返し予算を抑える改定が行われてきたという。また、勝手に離婚したのに手当をもらっていい思いをしているという批判が大きく、次世代を育てるひとり親世帯の子どもたちには十分な支援をすべきだという社会的合意ができていない。そしてそのような批判を利用して、児童扶養手当さんはこれまで都合よく制御されてきたのだという。これは、福祉のスティグマ化の一種であり、第 3 章で述べた社会意識につながるものがあるだろう。

（２）生活保護

こうした社会手当の給付を受けてもなお生活困難な場合に受けられるのが、最後のセーフティネットとして知られる生活保護である。生活保護とは「日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする[34]」社会保障制度である。厚生労働省によれば、この最低限度の生活を保障する「最低生活費[35]」をそれぞれの世帯状況に応じて計算し、そこから年金や児童扶養手当といった

---

33 赤石千衣子、前掲書、186 ページ。
34 生活保護法第 1 条より。
35 厚生労働省「生活扶助基準額について」
（http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/kijun_2.pdf）2014 年 12 月 30 日閲覧

収入を引いた額が保護費として支給される仕組みになっている。

この生活保護は公的扶助[36]として、生活困難に直面したひとり親世帯にとって最も大きなセーフティネットとなるべき存在である。第 2 章で述べた通り、ひとり親世帯の年間平均収入はふたり親世帯と比較して非常に少なく、厳しい経済状況であることは何度も述べてきた[37]。また、ひとり親世帯が困っていることの第一位は「家計」なのである。先述の「平成 23 年度全国母子世帯等調査」によると、母子世帯では 45.8%、父子世帯では 36.5%の世帯で何よりも家計に困っていると回答している。しかし、その受給率を見てみると、母子世帯 14%、父子世帯 8%と、被保護世帯数は非常に少ない[38]。生活保護の受給率は、収入が少なく家計に困っている世帯数の割合と、大幅にかい離しているのである。その一方で、児童扶養手当の受給率は母子世帯 73.2%、父子世帯 45.9%と、生活保護と比較すると割合多くの世帯で受給していることが伺える。これは一体どういうことなのだろうか。

ここに、生活保護の二つのハードルが存在する[39]。一つには、第 3 章で述べた福祉のスティグマ化の問題である。生活保護は児童扶養手当の比ではないほど「福祉依存」の烙印を押されスティグマ化される傾向にあり、インターネット上では皮肉の意味を込めた「ナマポ」というスラングが散見される。2012 年に人気お笑い芸人の親族に対する適切とは言えない受給が相次いで発覚した際には、マス・メディアで生活保護の不正受給問題がセンセーショナルに取り上げられ、社会全体として生活保護に対する批判に拍車がかかっていた。受給者の方がワーキング・プア状態で働いている人よりも月間収入が多くなる事例が取り上げられ、批判のターゲットになってしまうこともある。こうした生活保護の持つ性格から、その一歩を踏み出すことに対して抵抗感を持つ低所得者は少なくないとされている。もう一つは、親兄弟など扶養義務者への扶養照会の壁である。生活保護は申請されれば即支給とはならず、直系親族・兄弟姉妹（事情によっては三親等以内の親族）に本人を扶養できる者が本当にいないかという確認作業がある。生活保護の受給というのはセンシティブな問題であるが、不正受給予防の観点から、基本的には有無を言わさず扶養照会が行われることになっている。すると、親族と人間関係のトラブルがあるため申請しにくかったり、DV を受けた過去から家族とは連絡を取りたくなかったりと、複雑な事情を抱えた人々

---

36 社会保障制度は、社会保険・公的扶助・社会手当の三つに大別される。社会保険は年金や保険などの共助システムであり、被保険者があらかじめ年金や保険料を支払うことで、生活に困難を来したときに保険者たちが支払ってきた資金から給付が受けられる。一方公的扶助は、一定の水準を下回る低所得者の生活の最低保障を目的として、公的機関が給付を行う。社会手当は、この社会保険と公的扶助の中間的性格を持ち合わせる給付制度である。

37 第 2 章より。年間平均収入について、母子世帯は 291 万円、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を 100 として比較すると 44.2 である。また、父子世帯は 455 万円、同基準で 69.1 という値になっている。

38 厚生労働省「平成 23 年度全国母子世帯等調査」

39 ここでは二つのハードルを取り上げるが、赤石はそのほかに・自動車（資産）処分のハードル・役所の水際作戦のハードル　も指摘している。赤石千衣子、前掲書、167 ページ。

は申請の壁に当たってしまうのである。

こうした問題から、児童扶養“手当”と比較して生活“保護”は「最後の砦[40]」という高いハードルになってしまうのである。最低限度の生活維持に必要な所得保障を求める人がその制度に適正にアクセスできない限り、その制度は完璧とは言えないのではないだろうか。

５－２．就労・自立支援

こうした所得保障には『福祉に依存して、労働市場へ出てこなくなるような「惰民」をつくってしまうことへの危惧[41]』がつきまとうことから、日本では就労義務を所得保障の条件とする「ワークフェア」の形が取られている。ひとり親世帯支援事業においても多分に漏れず、児童扶養手当や生活保護といった所得保障は常に労働と結び付けられている。2014年に改正・施行された母子並びに父子及び寡婦福祉法では「ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立する」こと、児童扶養手当法では「父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する」こと、生活保護法においては「…困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する」ことがその目的として明示されている。また、平成27 年には母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法が施行され、国・都道府県・地方公共団体・民間事業者がそれぞれ努力・協力することが義務付けられ、就業支援がますます強化されている。実際に、所得保障の条件とする「自立支援」事業は以下の通り数多く見られる（表 8, **エラー! 参照元が見つかりません。** ひとり親世帯の主な就業支援事業）。

事業	事業内容
１ ハローワークによる支援	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
２ 母子家庭等就業・自立支援事業	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
３ 母子自立支援プログラム策定等事業	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
４ 自立支援教育訓練給付金事業	地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。
５ 高等技能訓練促進	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために２年

[40] 赤石千衣子、前掲書、165 ページ。
[41] 岩田正美、前掲書、153 ページ。

費等事業	以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給する。
６ ひとり親家庭等の在宅就業支援事	安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対して助成を行い、普及促進を図る。

表 8　ひとり親世帯の主な就業支援事業

（厚生労働省「ひとり親家庭の支援について　Ⅱ就業支援」2014　参照）

事業	対象者	内容
①生活保護受給者等就労支援事業（ハローワークとの連携事業）	就労能力を有し、就労意欲が高く、就労阻害要因がなく、早期に適切な就労支援を行うことにより、自立の可能性が見込める者	福祉事務所とハローワークが連携してチームを組み、就労支援プランの策定し、各種の就労支援メニューを実施する事業であり、全国で実施されている
②福祉事務所における就労支援員を活用した就労支援プログラム	就労能力・就労意欲は一定程度あるが、就労するにあたってサポートが必要な者	福祉事務所に配置された就労支援員が、ハローワークへの同行訪問、履歴書の書き方や面接の練習などを行い、就労を支援する事業（自治体の創意工夫により、様々な内容のプログラムが存在する）
③福祉事務所における②以外の就労支援プログラム	生活保護受給者等就労支援事業を活用できない方又は就労支援員を配置していない福祉事務所の被保護者など	福祉事務所が組織的に就労指導を行うためにプログラムを組み、就労支援に関する様々な支援を実施する（自治体の創意工夫により、様々な内容のプログラムが存在する）

表 9　生活保護における主な就労支援

（厚生労働省「生活保護における就労支援」2010　参照）

なお、**エラー! 参照元が見つかりません。**については2010年当時の主な支援事業であり、現在は各自治体にてより多様な就労支援事業が行われるようになってきている。例えば、神奈川県川崎市の生活保護・自立支援室では

・民間企業に委託しての総合就職サポート事業
　…一人一人に合わせた求人情報の開拓／就労意欲を喚起する職業訓練

・民間企業による生活保護受給者専門の雇用創出
・NPO に委託しての中間的就労事業
…資格取得により介護施設等への就労を目指す職業訓練

といった独自に発展させた就労支援を試みており、徐々に実績を挙げはじめている[42]。

上記の就労支援はいずれも、決して無駄なものではない。むしろ、社会的包摂の一端として絶対に必要な施策といえるだろう。しかし、岩田によれば[43]労働を強調した場合、そこには大きく二つの問題が考えられというる。

一つ目は、労働参加の強調により社会的排除が解決しない可能性である。社会的排除とは個別具体的な事情が複雑に絡まって生じている複合的な不利であるため、労働に至っただけで順風満帆な生活が送れるとは限らない。例えば、毎日時間通りに会社に行くこと、電車に乗って通勤すること、長時間働き続けること、文字を読むこと、人とコミュニケーションを取ること… 仕事において当たり前と思われる数々の要素が、社会と中途半端な接合状態で生きてきた人々にとっては大きな壁になりうる[44]。周囲には見えないハードルに一人で躓き、不安定な労働参加に陥り、結果的に中途半端な接合の再生産という新たな社会的排除に至ってしまう。そうした可能性を鑑みず、「とにかく働いていれば良い」「自立支援型福祉に価値があり、給付型福祉は無駄遣いである」とする日本のワークフェアは、真の社会的包摂につながる施策といえるのだろうか。

もう一つは、上記の就労支援とはあくまでも国が行えるレベルの間接的なものであり、実際にひとり親を雇用するかどうかは企業次第で決まる点だ。どんなに職能訓練の場を設けても、資格を身に着けても、企業側がひとり親の採用に臨まなければそこでおしまいである。実際に、国は民間事業者に対しひとり親の積極的な採用の協力要請をしており、2006 年度から母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業を年 1 回表彰している。

＜「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」の基準[45]＞
（a）母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」という。）の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等

---

42 川崎市生活保護・自立支援室、前掲書。
43 岩田は全部で 4 つの問題点をあげているが、ここではその中でも私が大きな問題だと感じた二点を取り上げている。
岩田正美、前掲書、172-173 ページ。
44 川崎市生活保護・自立支援室、前掲書。
45 厚生労働省報道発表資料「平成 26 年度はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰基準」（http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/hyousyoukijyunn.pdf）12 月 30 日閲覧

ア　ひとり親家庭の親の就業促進について理解があること
イ　ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好であること
ウ　ひとり親家庭の親を相当数雇用していること
エ　重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
オ　過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

（b）母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業
ア　母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注割合が一定以上であること
イ　母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注額が一定程度であること
ウ　重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
エ　過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

しかし、蓋を開けてみれば表彰されているのは社会福祉法人・医療法人・公益財団法人と名の着く事業者が過半数をしめており、年によっては株式会社が 0 社のこともあった[46]。ここ、国の行う間接的な就労支援の限界が見えてくる。

６．在留外国人のひとり親世帯に見る社会的排除

長く「日本のひとり親世帯の問題」として論じてきたたが、正確に言えば「日本国籍をもつ日本人のひとり親世帯の問題」であったといえる。しかし、日本におけるひとり親世帯の問題とは決して“日本国籍をもつ日本人”世帯に限定される問題ではない。日本の福祉制度に組み込まれ、その中で参加の不平等により社会的排除を被るのは外国人のひとり親世帯も同様である。「ひとり親世帯」を論じるとき、私たちはつい日本国籍を持つ者のみをその対象として述べてはいないだろうか。本研究では、ひとり親世帯の問題として捉えられにくい外国人のひとり親世帯にも目を向けたいと思う。

６－１．在留外国人の社会保障

そもそも、外国人にはどのような権利が保障されるのか。西村によれば[47]、最高裁判所の

[46] 2012 年度は、全 8 企業のうち医療法人 3 社、社会福祉法人 2 社、特定医療法人 1 社、公益財団法人 1 社、有限会社 1 社であった。
[47] 西村裕三「リーガル・マインド入門」有信堂、2013、141 ページ。

判例（1978 年のマクリーン事件判決）では「基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきである」とされている。これにより、憲法第 3 章で保護された人権は、権利の性質上適用可能な限りすべて外国人にも保障されるのが原則となっている。また、1981 年には難民条約加入に伴い社会保障の国籍要件が撤廃されている。これに従えば、拠出制（国民保険・雇用保険）／無拠出制（国民年金・福祉年金・児童扶養手当）を問わず、在留外国人は等しく保障されることになる。しかし、生活保護法は、第 1 条でその給付対象を「国民」に限定している。ここで、西村は社会権について以下のように述べている。

> 生存権等の社会権は、後国家的な権利であることから、自由権とは性質を異にする。それゆえに、社会権は、まずは各人の所属国によって保障されるのが筋とされ、国民と同様に外国人にも保障されるのが当然とみなされるものではないといえる。最高裁判所も、塩見事件判決（1988・3・2）で、社会保障についての国籍要件は、国の政治的な判断に委ねられており、財源の限られた中で福祉的な給付を行う際に、自国民を在留外国人よりも優先的に扱うことは許されると判断した[48]。

このような事由から、生活保護は法律上外国人に適用されない社会保障として分類されている。しかし、この法律は人としての生存の保障に密接に関わるものであることから、昭和 29 年に「外国人に対しても当分の間国民と同等に生活保護法を適用する」とする厚生省社会局長通知が出された。また、平成 2 年には保護対象の外国人を永住者・日本人の配偶者・永住者の配偶者・定住者・特別永住者・認定難民と定めた。これにより、実際には各自治体が人道的な観点に立ち、生活保護を外国人に運用するか否か判断しているという、非常に不安定な状態にあるといえる。

６－２．在留外国人のひとり親世帯の現状

こうした不安定な法規制が改善されない一方で、現実では生活保護を求める外国人はますます増えてきている。特に近年フィリピン人を世帯主とする生活保護受給件数が急増しており、厚生労働省『平成 20 年度被保護者全国一斉調査』によると、フィリピン人受給世帯ではその内母子世帯が 84%を占めており、二番目に母子世帯の割合が高いブラジルの 36%と比較しても圧倒的に割合が高いことがわかる（図 7　被保護外国人世帯における母子世帯の割合）[49]。

その多くが、エンターテイナーとして来日し日本人男性と国際結婚した後、離婚をして

---

[48] 西村裕三、前掲書、141 ページ。

[49] 厚生労働省「平成 20 年度被保護者全国一斉調査」2008、表番号 15。（http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001063281）

シングルマザーとなった女性である。外国人移民女性が日本人男性と国際結婚すると、男性が仕事、女性が家事に従事する傾向が高くなり、性別分業が徹底される傾向にあるという[50]。つまり、性別分業規範の強い日本では専業主婦になる割合が高く、経済的に夫に依存せざるをえなくなるといえる。また、夫の協力なしには在留資格が得られず、公的機関の手続きでも日本語の不自由な外国人移民女性一人では太刀打ちできないため、法的にも夫の協力が不可欠となる[51]。

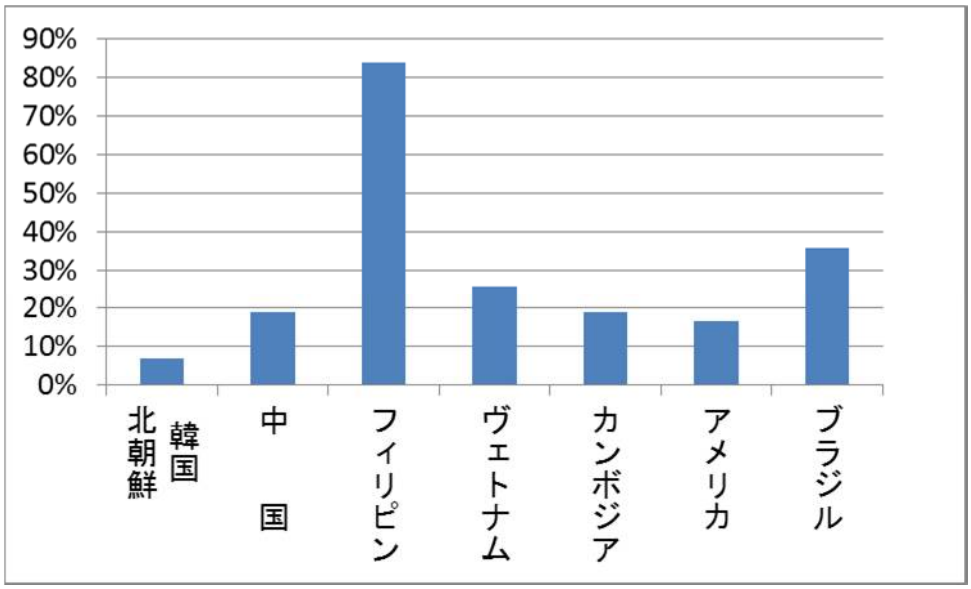

図 7　被保護外国人世帯における母子世帯の割合

（厚生労働省「平成 20 年度被保護者全国一斉調査」2008　参照）

このようにパートナーへの依存度合が極めて高い状況でシングルマザーとなった場合、貧困に陥る事態は避けられない。これは前述の、日本特有の男性稼ぎ手モデル的な内部労働市場構造と政策の不充足による。外国人移民女性が離婚した場合、日本人女性と同様に専業主婦から再就職するパターンが多いが、非正規雇用に陥ることが非常に多く、就労しても貧困から抜け出すことができない。更に、日本語が不自由であり、夫への依存度が高かったことから周囲に頼れる存在が少なく、社会で自立して十分な水準を満たした生活を送ることができなくなってしまう。「受け入れ社会の環境が厳しければ、家族がそこから身を守る由いつの砦となり、伝統的な女性役割が強化される」[52]とあるように、国際結婚をした外国人移民も日本のジェンダー構造と労働市場の中で生きていかなければならないのだ。

---

50 髙谷幸・大曲由起子・樋口直人・鍛冶到「2005 年国勢調査から見る外国人女性の結婚と仕事・住居」（岡山大学大学院社会文化科学研究科『文化共生学　第 12 号』2013、62 - 63 ページ。）

51 移住労働者と連帯する全国ネットワーク『日本で暮らす移住者の貧困』現代人文社・大学図書、2011。

52 高谷幸・稲葉奈々子、（移住労働者と連帯する全国ネットワーク『日本で暮らす移住者の貧困』現代人文社・大学図書、2011、32 ページ。）

外国人ひとり親世帯が自立して十分な生活を送っていくためには、受け入れ側の日本が社会構造を安定させたうえで、移民支援政策・社会保障政策を充実させていく必要がある。外国人であっても、日本で暮らしていく以上日本の福祉制度に組み込まれることを考えれば、適切な公的扶助を実施していかなければならないことは自明である。しかし、前述の生活保護においては「定住者」、すなわち日系人や日本人の配偶者と死別・離別した外国人のひとり親は保護対象となるが、非正規滞在家庭のひとり親の場合には対象外となってしまう。この現行の不安定な適用基準が真に適切であるのか見直し、社会保障政策を改善していく必要があるだろう。

７．真に必要な施策とは

さて、ここまで述べてきた複合的な視点からの社会的包摂を実現するにあたり、真に必要で実現可能な施策を述べていきたい。

①　意識・イメージ改善

私はまず、“ひとり親世帯＝勝手に未婚・離婚をしておいて公的扶助に甘えている怠け者”という福祉依存のイメージを打破するために、児童扶養“手当”および生活“保護”のネーミングを変えることを提案したい。“手当”や特に“保護”の語感は、その自立支援の目的とは裏腹に「強者に助け守られ、そのもとでのみ生き続ける弱者」というイメージを植え付けてしまいがちである。〇〇奨学金や、〇〇支援金のように、「より善く生きていくために必要な、前向きな所得保障」を連想させるネーミングになれば、少しでもそのスティグマ化は緩和されていくのではないだろうか。

②　構造転換

また、意識・イメージ改善と共に、ひとり親世帯が困難を強いられやすい原因の一つであるジェンダー構造の解体・再構築が必須であると考える。「男だから」「女だから」と性別役割規範を押し付けられることなく、多様な家族形態の一つのひとり親として、また一人の人間として“善く生きる”ことのできる社会構造へ転換していかなければならない。そして、特に労働市場は終身雇用・男性稼ぎ手モデルを前提とした新卒一括採用制度・内部労働市場から脱却し、適性のある人材がいれば適宜外部から登用できる流動的で柔軟な市場に向かうべきである。そうすることで、キャリアの途切れがちな母子世帯の母も、職業訓練を受けた後の入り口が広くなるだろう。

③　官民合わせた協力体制

この構造転換を実現させるには、民間事業者（企業）の努力と協力が欠かせない。5 章 2 項で述べた通り、実際に労働の場でひとり親を包摂するか排除するかは民間事業者次第で

決まることから、国だけによる支援事業には限界がある。ジェンダー構造の見直し・性差に捉われないリベラルな社員登用の努力、そして国の実施するひとり親世帯や被保護世帯の自立支援事業への協力・積極的な雇用が必要である。民間事業者はもしかすると、真のひとり親世帯の包摂における重要なキーパーソンになるかもしれない。

④　対症療法からの脱却

ここからは図 4　ひとり親世帯における社会的排除のピラミッドの頂点にある所得保障に関する施策である。現在の日本の公的扶助（生活保護）は、“対症療法”であるといわれている。つまり、生活保護は社会的排除を根治するものではなく、表出している経済困難の度を度合い軽減させるための応急処置なのである。川崎市の生活保護・自立支援室の担当者[53]は、生活保護に落ちてきてはじめて支援をしたのでは遅いという。どこかにつかまっている間であれば這い上がれたのに、力尽きて落ちてきてしまってから支援しているのが、今の生活保護なのだ。

> …仕事を失うことをきっかけに、まるでずるずる滑り台をすべり落ちていくかのように、生活困窮に陥ってしまう場合が多い。しかも、すべり落ちる家庭で、自身の体調の問題、債務の問題、子どもの養育・家族の介護問題・住宅の問題など、さまざまな問題が起こりやすく、再び仕事に就こうとしても、複合的に絡み合った問題を解きほぐさなければ動き出せなくなってしまう。そうした生活は、本人から気力を奪い、問題整理や交渉にのぞむエネルギーをうばってしまうのだ[54]。

これは労働参加が強調されるワークフェアの賜物であり、岩田は「貧困→生活保護ではなくて、貧困→傷病や障害→生活保護というようなプロセスをたどることになる」と指摘している。こうして複合的な不利を抱えエネルギーを消耗してしまっている人に対症療法を続けていても根治はできず、生活保護は一度入ると脱却しにくくなってしまうという現実がある。そこで「抜けにくい」生活保護に陥る前段階のセーフティネットが必要であるが、平成 25 年にその第一弾として「生活困窮者自立支援法[55]」が制定された。これは第一のセーフティネット（社会保険や労働保険）から落ちてしまった人が “最後の砦”の生活保護に落ちる前に、徹底的に就労支援をすることで仕事をしていた頃の生活を取り戻してもらうという、第二のセーフティネットである。これは就労支援だけを行うのではなく、困窮に至った裏にある様々な身の回りの原因を洗い出し、一緒になってしらみつぶしに解決していくという特徴がある。これは対症療法からの脱却、すなわち原因療法（根治）の第一歩になるだろう。また、第 5 章で述べた通り、ひとり親世帯では生活保護へのハード

---

[53] 川崎市生活保護・自立支援室、前掲書、190 ページ。
[54] 川崎市生活保護・自立支援室、前掲書、166 ページ。
[55] 平成 27 年 4 月 1 日施行予定

ルの高さから、その受給率が非常に低いという問題がある。そうした人たちにとっても、この新たな施策は生活を立て直す希望になるかもしれない。現時点でその効果は未知数であるため、今後の各自治体の精力的な取り組みと、受給者への徹底的な寄り添い・バックアップを期待したい。

⑤　「抜けやすい」生活保護制度への見直し（就労自立支援金）

前述の生活困窮者自立支援法は、生活保護制度を改変するのではなく、新たに原因療法の制度を作り出したものである。しかし、一度陥ったら「抜けにくい」という生活保護の制度的欠陥自体も改善していかなくてはならない。そこで政府は平成 26 年に生活保護法を改正し、就労自立支援給付金の制度を設けた[56]。これは生活保護受給者が受給中に得た就労収入の一部を仮想的に積み立て、保護廃止にいたったときに一括支給する仕組みである。「生活保護を脱却するインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護にいたることを防止する役割[57]」を持ったこの制度は、今までにない画期的な取り組みであるといえる。こちらも前者の生活困窮者自立支援法と同様制定されたばかりの取り組みであるため、今後の効果発揮が期待されると共に、十分に機能しなかった場合には迅速かつ柔軟に対策を練らなければならないだろう。

⑥　所得保障と雇用の両立

日本はワークフェア型の社会保障を行っている現状にある。労働参加は必要な要素でありワークフェアという政策も社会的包摂の一つとして有効であるが、今の日本は福祉依存への警戒から自立支援型福祉をよしとする傾向にあり、所得保障が不十分なところに代替的な就労自立支援策が展開されている[58]。その結果、不安定な就労、中途半端な接合の再生産、ワーキング・プア、そして生活保護への逆戻りという排除をもたらす。実際に行われるべきは、所得保障ありきの就労支援、労働参加と同時並行の所得保障である。その意味で、前述の就労自立支援金は所得保障と雇用の両立の第一歩であるといえるだろう。また、今の日本でベーシックインカム[59]とまではいかなくても、フレクシキュリティは参考にすべき施策であると思われる。フレクシキュリティとは、「労働市場の柔軟性・弾力性（フレクシビリティ）と雇用・生活保障（セキュリティ）の両立をめざす[60]」デンマークとオランダ発祥の社会保障政策である。両国が社会保障給付を縮小することなく労働市場の柔軟性を

---

56 厚生労働省「生活保護法改正の概要」（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp131218-05.pdf）2014 年 12 月 30 日閲覧

57 川崎市生活保護・自立支援室、前掲書、46 ページ。

58 岩田正美、前掲書、176 ページ。

59 資産・所得調査も就労義務も課さずに、最低所得保障を行う新しい形の社会保障。

60 岩田克彦「経済不況下における欧州諸国のフレクシキュリティ政策の現状」（国立社会保障・人口問題研究所『海外社会保障研究　179 号』2012、85-86 ページ）。

高め低失業率を実現したことから、自立支援型福祉と給付型福祉を両立する包括的な政策として近年欧州諸国で注目されている。これに対して社会保障給付の削減に奔走し自立支援型福祉を打ち出し続けている日本は、図 6　所得の再分配による子どもの貧困率の変化からわかる通り世界で最も所得の再分配が機能していない低福祉国家である。このことからも、所得の再分配に成功しているデンマークやオランダを初めとした北欧国家の高福祉政策を学び、取り入れる余地は大いにあるだろう

⑦　外国人の適正な公的扶助への組み込み

第 6 章で述べた通り、外国人（のひとり親世帯へ）の公的扶助適用も大きな課題である。外国人であっても、日本で暮らしていく以上日本の福祉制度に組み込まれることを考えれば、適切な公的扶助を実施していかなければならない。現時点では最高裁判決にて「社会保障給付は外国人に適用義務はない」されている一方で、厚生労働省の通達により適用が喚起され、各自治体が人道的な観点から判断しているという非常に不安定な状態にある。しかし、難民条約加入に伴い社会保障の国籍要件は撤廃されているはずであり、人道的観点に立てば困窮状況にありながら給付しないという選択は有り得ないはずである。このことから、外国人への適用を一律して義務付け、制度設計と実際の運用状況を一致させることで、外国人困窮者の保護を安定させることが急務であろう。

ひとり親世帯を社会的包摂に導く施策として、本研究では以上の 7 項目を提案したいと思う。

８．おわりに

ここまで、人々の意識レベルから社会構造、そして公的な所得保障政策まで、多角的に社会的包摂の在り方を述べてきた。社会的排除とは冒頭で述べた通り“複合的な不利”であり、様々な分野の問題が複雑に絡まり合って存在している。そのため、本研究では段階的に排除の問題を取り扱ったものの、実際には一つ一つ問題を潰していくというよりも、同時進行であらゆる分野と絡み合いながら排除を包摂へ導いていくことになるだろう。

また、本研究で触れられた問題は非常に部分的なものであり、提案した施策だけで完全に包摂に導くことは難しい。研究を進めていく中で、いかにひとり親世帯の社会的排除の網目が広く・深く・複雑であるかということを実感させられた次第である。そのため、ひとり親世帯支援事業は、恐らくすぐに結果が出せるようなものではないだろう。行政は、ひとり親世帯の包摂に向けて日々複雑な網目の中を泳ぎながら、どう包摂していくか試行錯誤を繰り返している最中であると思われる。現に、私が研究を始めた 2013 年から 2015 年までの間に数々の法改正が行われ、2 年間で状況は大きく変化してきた。このペースで進めば、数年後にはまた新たな施策が行われているだろう。

しかし、制度の変化に期待するだけでは私たちの生活は変わらない。社会を変えるためには、その社会で生きていく私たちの意識レベルからの変化が必要である。そのためには、行政任せではなく個々人が自身の意識を、そして民間事業者は企業としての意識と構造を変え、社会的包摂に導いていく義務がある。その意味で、本研究で提言した社会意識・社会構造の変化により社会保障政策がより充実に向かい、ひとり親世帯というあり方で幸福追求権を十分に行使できる社会へと変化していくことを願う。

＜図表目次＞

図 1　共働き世帯の推移 4
図 2　就労状況別ひとり親世帯の相対的貧困率 8
図 3　ひとり親世帯の就業率 9
図 4　ひとり親世帯における社会的排除のピラミッド 9
図 5　世帯類型別被保護世帯数 11
図 6　所得の再分配による子どもの貧困率の変化 20
図 7　被保護外国人世帯における母子世帯の割合 27
表 1　母子世帯の母の就業状況 7
表 2　父子世帯の父の就業状況 7
表 3　児童のいる世帯と母子世帯及び父子世帯の年間平均収入の比較 7
表 4　ひとり親世帯の親の最終学歴 15
表 5　ふたり親世帯の親の最終学歴 16
表 6　母子世帯の母の最終学歴別年間平均収入 16
表 7　父子世帯の父の最終学歴別年間平均収入 17
表 8　ひとり親世帯の主な就業支援事業 23
表 9　生活保護における主な就労支援 23